

議 長 会議を再開します。 (午前10時10分)

々 これより、石川議員の一般質問を行います。6番石川議員。

6番 石川議員 皆さん、おはようございます。6番石川でございます。どうぞよろしくお
願いをいたします。6月といえば、梅雨の季節であります。今年も例年より、ずいぶん早く梅雨入りをいたしました。さて、これも異常気象の一端かも知れませんが、さて、梅雨の有名な俳句と言え、松尾芭蕉の「五月雨をあつめて早し最上川」が有名であります。上には上があるもので、2番目に有名な俳句と言われておりますのが、正岡子規の「紫陽花や昨日の誠 今日
の嘘」という俳句があります。これを現代語訳いたしますと、紫陽花が美しく咲いているものだ。昨日の姿が本当で、今日の姿が嘘であるかのように、色を移ろわせている、ということになります。そして、梅雨の有名な俳句ナンバーワンは、高浜虚子の「梅雨晴れの夕茜して すぐ消えし」と言われております。夕茜とは美しい夕映えのことでありまして、つまり人間、長く良いことは続かないので、心して毎日の生活を送りなさいと、というようなことだ
というふうに言われております。私のような凡人には、とてもこのような俳句を読むことはできませんが、せめて作者の思いは理解できる人間になりた
いもんだというふうに思っております。

さて、現在、世界中で一番の懸念材料は、言うまでもなく新型コロナウイルスであります。その対策の切り札でありますワクチン接種が、本町では先程来ありましたように、医療従事者に対して4月20日より始まっております。6月1日からは、81歳以上の方を皮切りに、ワクチン接種が実施されております。またその後、65歳以上を対象に順次実施され、そのうち、それ以外の年代の方々へと範囲を広げて実施されていくという運びになって
おります。日本中の接種率が、70%、80%を超え、全体として抗体ができ早く安心して生活できるようになることを願うばかりであります。さて、しかし、新聞報道によりますと、本町は少しスピード感に欠けているように思
っております。若者への接種に移った時には、スピード感を取り戻すよう、切に要望しておきます。さて、今年も豪雨による江の川の氾濫、土砂崩れ等、自然災害を心配する季節となってまいりました。執行部におかれましては、今までの経験データをもとに、災害に対する十分な備え、住民への周知の方法の再確認。また避難した場合の対処方法等、あらゆる場面を想定した行動がとれるよう、今から準備することが必要だというふうに考えます。万が一
の状況になった場合でも、まず、住民の安全が保てる施策が、すぐ打てるよ
うな行動に期待をします。

それでは、通告書に従い、3項目の質問をいたします。本定例会では、私たちの身の回りの問題にもスポットを当て質問いたします。

1項目めは、「更なる広域連携について問う」であります。現在、消防、

6 番
石川議員

病院、そして、邑智郡総合事務組合で、介護保険、ごみ焼却事業について、他市を含めた郡内3町の連携により運営がなされております。行政事務の簡素化、経費の縮小を目的に、この連携を他事業にも発展させていくべきと考えるが、執行部の所見を問う。2項目め、「高齢者への日常生活支援について問う」。高齢化率の上昇に伴う、日常支援サービスの必要性が高くなることへの体制整備について、執行部の所見を問う。3項目め、「川本町民プールについて問う」。昭和57年に竣工した川本町民プールも今年で40年を経過しようとしている。当然のことながら、施設のいたるところに不具合が生じている現状であります。この施設は町民に愛され、このコロナ禍の中にあっても利用者が増えている。町民の健康増進、憩いの場として、大切な施設であるというふう考える。よって、しっかりとした修繕計画のもと、長く使用できるよう管理すべきと考えるが、執行部の所見を問う。以上、3項目質問いたします。

議 長

それでは、石川議員の質問のうち、1項目めの「更なる広域連携について問う」に対する答弁をお願いします。番外湯浅総務財政課長。

番外湯浅総
務財政課長

石川議員の1項目め、「更なる広域連携について問う」にお答えします。行政サービスの広域化、高度化を求めるニーズに応えるために、地方自治法に基づいて、二つ以上の地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける一部事務組合や広域連合をはじめとする仕組みがありますが、本町においても、これらに参加し事務の共同処理を行っている業務が幾つかございます。まず、邑智郡総合事務組合では、介護保険やごみ処理及びし尿処理、住民基本台帳や税務関連などの電算業務などを共同処理しています。また、江津邑智消防組合や邑智郡公立病院組合の構成員でもあります。このほかに、後期高齢者医療制度については、県内のすべての市町村で構成される島根県後期高齢者医療広域連合に、退職手当事務などでは、島根県市町村総合事務組合に加入しています。こうした共同処理のメリットとしては、職員の専任化や専門職の確保などにより、体制がより充実し、サービスや行政水準の向上が図れること。一緒になることで、規模の拡大により、効率性が向上することで、いわゆる、行政コストの低減が図れること、市町村の区域を越えた対応が可能になることなどが挙げられます。元来、邑智郡はこの分野で進んでおり、その背景として各市町村が人口1万人未満の小規模自治体であったことや、郡内・各町村との横の繋がりが活発だったことなどから、一部事務組合による行動、共同処理が全国的にも先進的に行われてきた歴史も見てとれます。議員からは、この連携を他事業にも発展させていくべきとのご提案ではありますが、共同処理の必要性や、可能性を検討すべき業務分野としては、事務が定型的で裁量の余地の小さいもの。規模の拡大により効率化が可能なもの。専門性が高いもの。一定の規模があることが望ましいもの。広域的に実施することが、施策目的の、達成に有効と考えられるものなどが

番外湯浅総務財政課長 考えられます。一方では、それぞれの行政組織が、平成の大合併後も、常に効率化を追い求めてきたというベクトルの中にあって、共同処理業務を含めた、現在の姿が最適な執行体制であるという、思考の隘路に陥らないとも限りません。いずれにいたしましても、ともに歩んできたこの圏域の将来の姿を俯瞰する意識を持ちながら、必要性や可能性について研究してまいります。

議 長 　　ただいまの答弁に対して再質問ありますか。6番石川議員。

6番石川議員 　　私が今定例会におきまして、この広域連携というものを持ち出したのは、一つには財政面の側面から、そしてもう一つには、嘗て平成5年頃、旧桜江町を含めた邑智郡は、邑智郡総合事務組合の中に地域振興課という課を持って広域的に邑智郡を売り出して効果を上げていたという事実がございます。また、県からの補助を受けて、同じ邑智郡総合事務組合の中に、邑智郡広域振興財団という組織も有し活動しておりました。その時の集大成が皆様ご存知の広島市橋本町に出した、邑智郡アンテナショップであろうというふうに思います。そこでまず、町長に伺いますが、これはまさに観光面からの効率的な連携であったわけですが、ご存知の通り政府の方では、9月頃を目途に、デジタル庁が本格稼働になるというふうに聞いております。事務組合の中のシステム情報課を中心に、邑智郡として新しい連携・方向性について、町長の方で何かお考えがありましたら、お聞かせいただきたいというふうに思います。

議 長 　　番外野坂町長。

番外野坂町長 　　お尋ねの内容からしまして、邑智郡総合事務組合の管理者としての考えに重きを置いた発言となりますことを、ご理解をいただきたいと思います。政府においてはですね、このデジタル社会の形成に向けて、様々な動きがあつておるところでございます。議員ご指摘のとおりですね、9月のデジタル庁発足に向けたものを含めましてですね、いわゆるデジタル改革関連法案という6法案という法律が、この5月12日に成立をいたしております。この動きを受けましてですね、これは総合事務組合情報システム課と、郡内3町ですね、情報化担当課で構成する、政府の動きを先んじて受けとめて郡内としてどうあるべきかというのをですね、しっかりと検討する情報共有そして意見交換の場を、立ち上げたところでございます。情報システム課にはですね情報工学などを収めたそういう専門集団がおりますので、まずこういう専門的な知見をですねしっかり導入をしていきたいと思っております。この政府の動きに伴ってですね郡内ですね、こういう情報化に伴う取り組みそして、ご質問全体の趣旨からいうと、やはり所謂それぞれの費用負担のこともあるかと思っております。そういったことが、しっかり良い取り組みになるように、そして総合的に見ればですね、それぞれやることが最適なシステム

番外
野坂町長 化されることによって、費用負担の軽減が図られるような、そういう動きになるように。国の動きは、令和5年度を目途としてると言っておりますので、まず、そういう動きを呼び込めるように、取り組んでまいりたいと考えております。

議 長 再質問ありますか。6番石川議員。

6番
石川議員 これからちょっと具体的に聞いていきますけども、この後少し触れたいと思いますが、本町の財政を見た時にですね、どうしても決まった固定費というものにぶつかります。いわばこの間を縫ってですね、新規事業また重点施策をやっつけていかなければならないというわけで、非常に窮屈な状態になっているというのが一つ事実があります。そのような時ですね、町、地方債ばかりにはですね、耐えれないというような事情もあります。そこで広域連携による、連携で、少しでも財源が生み出せないかと考えての質問であります。これより次の質問に移りますが、皆様のお手元にですね財政指標の推移ということでお配りをしてしておりますが、経常収支比率・実質公債費比率・将来負担比率を、それぞれ平成22年度から令和元年度までの10年間、数字を載せております。また基金残高の方の推移も参考のために添付をしております。その中で、実質公債費比率、それから将来負担比率、これは内容的に見ますとですね、一応問題はないというふうに私は見ております。また基金の残高であります、これはいろいろ考え方がありますが、25億から30億程度あれば、これもよしとするところだと思います。そうした中でですね、財政構造の弾力性を判断するための指標は、経常収支比率であります。一般的にはですね、皆さんもご存知のとおり70から80、これが適正水準と言われておりますが、これを超えると地方公共団体は弾力性を失いつつあると考えられるので、その原因を究明し経常的経費の抑制に留意しなければならないというふうにされております。この資料を見ますとですね、平成30年度が92.7%、令和元年度が92.6%でありまして、いずれにしてもですね財務状況は膠着しているのが現状であります。そこで少しでもですね、何回も言っておりますが、経費削減に寄与する広域連携について、執行部の考えが何かあれば、お伺いします。

議 長 番外湯浅総務財政課長。

番外湯浅総
務財政課長 議員が指摘される財政状況の硬直化につきましては、本町が有する公共施設の整備運営が大きな要因になっているというふうに考えております。施設整備ですとか運営につきましては、広域連携は財政運営上のメリットを有しております。例えば施設整備におきまして、起債の借入額の縮小というのは、起債制限比率ですとか、将来負担比率の数値の抑制に繋がっておりますし、運営面におきましては、ランニング経費が削減されて議員おっしゃられたよ

番外湯浅総務財政課長

うに、経常収支比率の抑制にも繋がるものであります。今後はですね、大規模施設の建設維持管理に加えてですね、例えばですが体育施設・文化会館、コミュニティ施設等の新たな分野におきましても、自治体間の連携によりまして、相互利用といった事柄が検討できるのではないかと考えられるところでもあります。また広域連合とは少し意味合いが違いますが、地方自治体の情報システムをですね、標準化するガバメントクラウドの活用を国の方でも推進しております。このようにですね、市町村間の連携を図っていくことは重要でありまして、まずは事務や施設運営の課題等を整理いたしまして、新たな広域連携の可能性について自治体間で協議することも必要かというふうに考えております。

議 長

再質問ありますか。6番石川議員。

6番石川議員

しっかり優秀な職員さんも揃っておりますのでね、これお世辞じゃないですよ、しっかりとやっていただきたいというふうに思います。それから斎場の運営費ということでちょっとまた別の資料を載せておりますけれども、次に副町長に伺いますけれども、3町に5つある斎場の統一について、私の方から提案をさせていただきたいと思います。資料ではですね4箇所となっておりますけれども、美郷町の都賀行、高梨というところにですねもう1ヶ所ありますので、美郷町の都賀行高梨^{つが ゆき たかなし}という所にですね、もう1箇所ありますので、5箇所ということになります。どの斎場も古くてですね、いずれ近いうちにですね大規模改修と多額の費用が、今後次々に発生してくるものと推察をされます。邑智郡ほどの広さでしたらですね、地図用の中心地に建設をいたしましてもですね、住民の皆様の利便性は今とさほど変わらないというふうに考えます。いろいろと検討することもあるかと思いますが、経費削減という意味合いからしてもですね、非常にこれ寄与するんじゃないかというふうに思いますので、副町長会あたりでですね、提案されることを望むわけですが、副町長のお考えをお聞きします。

議 長

番外杉本副町長。

番外杉本副町長

斎場の広域化をしてはどうかというご質問であろうかと思えます。議員からですね、丁寧な資料いただいておりますが、川本で年間の経費750万円、美郷町、これはご指摘のように大和に大和斎場というのがございます。この川本と美郷で運営をしている眺江苑につきまして750万円でございますので、合計すると概ね1,000万を超えておるのではないかというふうに思えます。それから邑南町につきましては、3つの斎場の合計で1,500万円を超えるという状況にあるということが、この資料でお伺いすることができます。また6月11日、議会の初日に全員協議会で報告をさせていただきました。眺江苑の2年度の決算と3年度の予算についてということで、報告

番外
杉本副町長

をさせていただきます。眺江苑についてちょっと触れますとですね、26年目を迎えておる施設でございます、これ全協の資料でございますが、今までの火葬の体数が3,713というところでございます。これ一つの炉に対してですね、3,000体というふうに火葬の年数が決まっておるということで、この会議これ運営協議会の私は委員でありますので、そこにも出席しております。それを換算するとですね、概ねもう10年ぐらいは保つんじゃないかということでありました。とはいうもののですね、報告させていただきましたように令和2年度の修繕費が672万4,300円。それから3年度で予定されておるのが483万円というところで、これ町民生活課長の方からも報告ありました、5年間の修繕計画を立てておまして、令和4年度には730万円、それから5年度には310万円というも予定がたっておるというところでもあります。どこの斎場もですね、非常に古いという認識はしております。ご指摘のように副町長会、集うことが多々ありますので、そういったところで意見を言わさしていただいでですね、ちょっとこれは各町の状況もあるということにありますので、少し研究をさせていただきたいというふうに考えます。

議 長

再質問ありますか。6番石川議員。

6番
石川議員

最後にですね、一番最初に立ち戻りまして広域観光について伺いたいというふうに思います。江の川流域の観光振興するですね、江の川流域広域観光連携推進協議会の事務局というものを、本町が持っております。冒頭に言いましたように、邑智郡広域振興財団は現在、活動しておりませんが、基金は今でも8億から9億を有しております。この扱いについては、幹事会でも苦慮しているというふうに聞いておりますが、それはともかく財団より今年300万そして県から300万の財源をもって、江の川流域広域観光連携推進協議会は運営をされているというふうに聞いております。しかしながら、その実態が、町民には全く見えておりません。広域で活動する意義をしっかりと認識した上で、成果が得られるよう希望するものであります。所管課の考えを伺います。

議 長

番外名原産業振興課長。

番外名原産
業振興課長

石川議員の江の川流域広域観光についてのご質問にお答えいたします。江の川流域広域観光連携推進協議会はですね、廃止された三江線エリアの観光資源の広域ネットワーク化の必要性を唱えまして、財源をすべて拠出するなど動きを主導した県と江津市、それから大田市、それと邑智郡3町及び3町の観光協会を構成員として、平成30年に設立されまして活動してまいりました。今年度からは、郡内3町と観光協会による新体制となりまして、エリアが邑智郡に絞られたことから、新たに県から求められることとなった地元

番外名原産
業振興課長 負担としてですね、議員ご指摘のとおり邑智郡広域振興財団の財源を導入して活動しております。点在している郡内の観光資源を線で結びまして広域で連携しながらですね、魅力ある旅行商品の開発や、郡内で活発化してきているNPOの活動なども情報発信していきながら取り組むこととしております。以上です。

議 長 再質問ありますか。
（「はい、いいです。」の声あり）

々 以上で、1項目めの「更なる広域連携について問う」の質問を終了いたします。

々 次に、2項目めの「高齢者への日常生活支援について」に対する答弁をお願いします。番外櫻本健康福祉課長。

番外櫻本健
康福祉課長 石川議員の2項目めのご質問「高齢者への日常生活支援について」についてお答えします。本町では地域における自立した日常生活の支援のため、介護保険法に基づく介護予防生活支援サービス事業を実施しており、訪問型または通所型により食事や入浴介助等、サービス事業者による生活支援サービスが提供されております。また、高齢者への生活支援として、配食サービス事業や緊急通報電話設置事業、或いは生活支援ボランティア派遣などを実施しております。今年度から令和5年度までの3年間を目途とした、第8期邑智郡介護保険事業計画によりますと、75歳以上の人口は令和3年時の822人が4年後の令和7年でも803人と、ほぼ横ばいですが、一方で64歳までの人口は、令和3年時の1,747人が、令和7年時には約6%減る1,637人と支える側の人口減が見込まれ、議員ご指摘のとおり地域包括ケアシステムにおいて、日常生活の支援体制を整備していくことが不可欠であります。こうしたことから、このたび策定しました、第6次総合計画に掲げました重点プロジェクトの一つである、医療・介護・福祉サービスの強化におきまして、地域で支え合う仕組みづくりへの地域中間支援組織として設立された、たすけあい川本さんによる暮らしの保険数を各地域のサロンや常設の間で開催し、日々の生活に寄り添った気軽に相談できる体制の充実に向けて動き出したところです。このような取り組みを通じて、いつまでも住みなれた地域で生き生きと安心して暮らし続けることができるように、医療・介護予防・生活支援が相互に連携し、一体的に提供される仕組みとして、地域住民組織との協働による地域包括ケアシステムの構築を目指してまいります。

議 長 ただいまの答弁に対して、再質問がありますか。6番石川議員。

6番 団塊の世代も後期高齢者の仲間入りをし、いよいよ超高齢化時代に突入を

石川議員 しました。本町も例外ではなく、むしろ先頭集団を走っている状態でありま
す。まず、元気な老人がより元気を維持できる体制を構築することが必要か
というふうに考えますが、その実現方法についての所見をまず伺います。

議 長 番外櫻本健康福祉課長。

番外櫻本健 いつまでも住み慣れた地域で元気に過ごしていただくためには、健康寿命
康福祉課長 の延伸に向けて取り組む必要があると考えます。第6次総合計画における成
果指標として、平均自立期間の目標値を定めており、介護予防・健康づくり
を総合的に推進してまいります。介護予防については、ミニデー等の事業や、
地域で行われているサロン活動などがあり、特に通いの場としてのサロン活
動は閉じこもり防止の上でも或いは高齢者の外出を機会を増やし、介護予防
に繋がることから、運営や開設の支援を継続してまいりたいと考えておりま
す。また、近年、高齢者のフレイル予防として、口腔低栄養への対策が重要
視されており、そうした視点も取り入れてまいりたいと考えております。

議 長 再質問ありますか。6番石川議員。

6番 介護保険料ではですね、先ほど来述べられましたように、介護予防、食事
石川議員 や入浴介助等のサービスは受けることができますが、例えば墓掃除や庭の手
入れなどのサービスは、当然ながら受けることはできません。実は加齢によ
りできなくなったことを、遠慮なしに料金を支払うことによって、頼めると
ころが必要なわけです。たすけあい川本さんは、くらしの保健室で、高齢者
の方が、これから先も元気を維持できる方法を中心に活動されますが、日常、
高齢者ができなくなったことへの手助けも視野に入れておられます。このこ
とに、行政も当然のことながら関わっていかねばいけないわけですが、
どのようにそのことを考えておられるか伺います。

議 長 番外櫻本健康福祉課長。

番外櫻本健 今後、高齢者を支える側の人口減少が見込まれ、また家族だけではなく、
康福祉課長 ボランティア団体等支える側の高齢化も進行しており、議員ご指摘のとおり
介護保険等公的サービス以外の生活支援の必要性も高まっておると考えてお
ります。こうした状況において、第6次総合計画では、地域で支え合う体制
づくりを目指しており、例えば三原の未来塾さんにおいては、サロンの運営
だけではなく生活支援の役割も担っておられますが、こうした地域における
助け合いの仕組みを、それぞれの地域の実態に合わせて構築していくことを、
まちづくりの重点施策としております。助け合い組織の仕組みづくりには、
担い手の育成支援や、それぞれの地区における機運を高めていくことが肝要
と考えますが、そのためには行政だけのマンパワーだけでは限界があると考

番外櫻本健康福祉課長 えております。たすけあい川本さんは、行政や専門機関と地域住民との橋渡し役として助け合いの仕組みづくりの上でも重要な役割を果たしていただけるものと認識しており、町としましても、しっかりと連携しながら、地域包括ケアシステムの推進を進めて参りたいと考えております。

議 長 再質問がありますか。はい、6番石川議員。

6番石川議員 いろいろ今言われましたけども、行政として引っ張っていく、このことが一応いちばん大事なわけですので、そこはしっかりと肝に銘じて、そういういろんな団体さん施設、団体さんを引っ張っていくようにリーダーシップを取るようにひとつお願いをしておきます。最後にですね、川本町社会福祉協議会に委託している、悠湯プラザ通所事業、また各地区でのミニデー、すこやかセンターでの体力づくり、3B体操、音戯館温水プールでの転倒予防教室等こういうものがあるわけですが、これはいずれも運動機能の低下を抑えるということを目的にしております。いわゆるロコモ体操と呼ばれているのであります。現在、先進地ではフレイル予防といたしまして、軽い体操プラス、心の安定と社会性をもう一度身につける、そういう教室が主流となっております。それにより、認知症予防のことを、やっていくというそういう流れがもう主流になっております。健康福祉課で十分にそういうことが研究されてですね、社協と一緒にになって新しい事業展開に向かってですね、進んでいって欲しいというふうに考えますけども、課長の所見を聞いておきます。

議 長 番外櫻本健康福祉課長。

番外櫻本健康福祉課長 はい。議員ご指摘のとおり運動不足の改善だけでなく、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が認知症予防に繋がると言われております。先進地の事例等も参考にしながら、社協も交えて十分に研究をしてみたいと考えております。

議 長 再質問ありますか。
(「よろしいです。しっかり頑張ってください。」の声あり)

々 はい、以上で、2項目めの「高齢者への日常生活支援について」の質問を終了いたします。

々 次に、3項目め「川本町民プールについて問う」に対する答弁をお願いします。番外坂根教育課長。

番外坂根教育課長 石川議員の3項目めのご質問「川本町民プールについて問う」にお答えします。川本町民プールは、例年7月上旬から8月下旬までを利用期間として

番外坂根教育課長 運営しており、今年も感染症対策を講じた上で、7月17日 土曜日から、8月22日 日曜日までの間を一般開放することとしております。利用実績を見ますと、平成30年度から昨年度までの3年間の平均は1,146人で、近年、やや増加の傾向がございます。全体の7割程度が、町内の高校生以下の児童生徒や未就学児となっておりますが、一般の方や帰省客の方々など幅広くご利用いただいております。議員からご指摘がありましたとおり、この施設は建設から40年目を迎えようとしており、見た目にも老朽化が進んでいると感じられるような状況です。これまでの主な修繕としては、平成27年度に、濾過器コンプレッサーの取り替え。平成29年度に、小プールのすべり台の塗り替え。平成30年度には、給水バルブの取り替えなどを行っております。毎月の施設点検に基づき、利用される方の安全に関わる箇所や、運営に支障をきたしかねない箇所から優先して、予算の範囲内におきまして、順次、修繕を施している状況でございます。プールをはじめとする本町の体育施設につきましては、町民の皆様の体力の維持向上やレクリエーションなどの生涯スポーツの推進、ひいては広く社会教育に資するものと認識しておりますので、今後も適正な管理運営に努めてまいりたいと考えております。

議長 いただいた回答に対して再質問ありますか。はい、6番石川議員。

6番石川議員 まず、教育長に社会教育の中の社会体育についての認識についてまず伺います。

議長 番外宇山教育長。

番外宇山教育長 教育基本法における社会教育の定義は、学校教育課程として行われる教育活動を除き、主に青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動となります。その中の社会体育は学校体育以外の体育の総称となります。地域や職場、家庭で行う体育を指しまして、主に体育行政の範囲で行われるものとなっております。生涯体育として児童から老人まで、生涯にわたっての生活の一環として行う健康や体力の維持増進、広くはレクリエーションを目的としております。本町では、このたびご質問いただいております、川本町民プールをはじめ町民体育館・町民野球場など、町民が広く利用できる施設を有しております。且つ私が社会教育の担当者だったころにも、この町民プールの濾過器が不良となりまして、プールの廃止論が出たこともございます。幸いにも軽微な修繕で継続できたときは、非常に安堵した記憶がございます。社会体育を行っていくためには、必要な社会体育施設ですので、どの施設も建設からかなりの年数が経過しております。安全で安心して使用していただくためには、現在の状況を捉え、適切に計画的に長寿命化を図っていく必要があると考えております。夏季の子どもたちの遊び場として、町民の皆様の健康増進の場として、更に利用していただけるよう適切な維持管理に努めていか

番外 宇山教育長 議 長	なければならぬと考えております。 再質問ありますか。6番石川議員。
6番 石川議員 議 長	それではプールのことにつきまして具体的に聞いていきますが、過去3年間の利用者の数、これをどのように捉えておられるのか、お伺いします。 番外坂根教育課長。
番外坂根教 育課長	はい。過去3年間、徐々に利用人数が増えているという認識でおります。その利用者の内訳を見ましたところ、特に未就学児と一般の方の利用が増えているというところがございます。未就学児につきましてはお出かけプールということで、保育所単位で広いプールで遊んでいただくというようなところも増えておりますけれども、土日に親子連れの方が多く利用されているという場面が見られます。この施設、まげなフリーパスの対象施設でございますので、非常に料金面の利用のしやすさなどが、利用者の増に繋がっているのではないかなというふうに考えております。
議 長	再質問ありますか。6番石川議員。
6番 石川議員	私もこのプールよく使わせてもらうんですけども、先ほど課長言われましたように、非常に親子連れ、それからおじいさんおばあさんが、お孫さんを連れて来られるということで、本当に笑顔があります。期間限定で1箇月ちょっとですけども、本当に楽しんで使っていただいている施設じゃないかというふうに思っております。そうした中ですね、このプールの存在意義について、どのように考えているのか、それをお伺いしておきます。
議 長	番外坂根教育課長。
番外坂根教 育課長	まずこの町民プール、中学校の近くに設置されておまして、中学生の水泳授業に活用されているということが、先ず1点ございます。また50メートル7コースという大変広々としたメインプールと、それからすべり台つきのも子ども用の浅いプールが併設されているという点で、大人も子供も楽しめるというようなところがございます。近隣の市町を見ましても、このような広さを持つ屋外のプールというのはそう多くないというふうに思います。町民の皆様にとりましては、屋外だからこそその健康的な開放感の中で、季節感を味わいながら体力の維持向上を図っていただくことのできる社会体育施設というふうに考えておりますので、そういった意味で有意義にご活用いただけるものと考えております。

議 長	再質問がありますか。6番石川議員。
6番 石川議員	ちょっと視点を変えましてですね、泳ぐだけの施設ではなくてですね、このプールそのもの、この空間を使ってですね、何か体力維持の教室でありますとか、それから水に対するどう言うんですか、水の危ないということに対するそういう教室等々ですね、そういうのが何か考えられないのか、そういうことちょっとお聞きしたいと思います。
議 長	番外坂根教育課長。
番外坂根教 育課長	はい。現在のところ事業化すると言ったようなところではございませんけれども、基本的に期間中、一般開放ということですので、どなたでも自由に利用いただけることとなっております。その一般利用期間の前後を利用してということであれば、例えば先ほど少し触れておられましたが水難への備えという意味での防災にかかるようなこと。それから子ども向けに無料開放して、イベントを開くというようなこと。もしくは水上スポーツまたは水中スポーツの体験会などを実施するというようなことが可能ではないかというふうに思います。いずれにしましても、屋外プールということの利点を生かした、活用が検討できるのではないかなというふうには考えます。
議 長	再質問ありますか。6番石川議員。
6番 石川議員	はい。それじゃ最後にですね、修繕となると非常にもうお金かかるんですけども、これは計画的にやっていきませんと大変なことになります。今後の修繕計画について、再度お聞きをして、終わりたいと思いますのでよろしくお願いします。
議 長	番外坂根教育課長。
番外坂根教 育課長	まずこのたびの補正予算に、受電設備の修繕費用を計上しておりますので、議決いただきましたら、早急に取りかかりたいと考えております。また次年度以降でございますが、プールサイド周辺の修繕のほか、大規模なものとしましては、濾過器やポンプの交換といったことも視野に入れておく必要があると思います。現状機能を果たしておりますけれども、これまで一度も交換をしたことがないというところがございますので、経年劣化による不具合が発生する可能性は非常に高いかなというふうに思っております。いずれにしましては今後の町民プールの活用の方向性を踏まえまして、しかるべき検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。
議 長	再質問ありますか。6番石川議員。

6 番
石川議員

再質問ではないんですけども、このプールはですね先程来ありますようにですね、親子連れ等々も利用されますけども、私が行ってる時にですね競技をする生徒さんですね、水泳を競技としてやっておられる方が2名、来ておられました。長さもあります。コーチがついてしっかりとそういう指導もされてる。そういう側面もありますので、しっかりプールがですね、継続していきますように、私も願っておりますので、修繕計画の方しっかりやっていただきたいというふうに思います。以上で終わります。

議 長

以上で、3項目めの「川本町民プールについて問う」の質問を終了します。

々

これをもちまして、石川議員の一般質問を終了いたします。

々

ここで暫時休憩といたします。再開は11時05分から行います。

(午前10時55分)